

区立幼稚園・小中学校における 食物アレルギー対応マニュアル

令和2（2020）年6月改定
港区教育委員会事務局

はじめに

教育委員会では、平成24年12月に東京都調布市で起こった、学校給食を原因とする児童の死亡事故を教訓に、平成25年11月に「幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応について」を改定しました。

平成27年3月には、文部科学省が「学校給食における食物アレルギー対応指針」を策定し、学校給食における食物アレルギー対応の大原則や、給食提供に係る調理作業等での留意事項などを示しました。

国の指針を踏まえるとともに、港区における近年の幼児・児童・生徒数の急激な増加により、学校給食での食物アレルギー対応が複雑化している状況を受け、今後も安全・安心な学校給食を提供していくために、平成31年1月に「幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応について」を見直し、「区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を策定しました。今回はさらに学校現場の実情に沿った使いやすいマニュアルにすべく改定を行いました。

本マニュアルでは、すべての児童・生徒にとって給食の時間が安全で楽しいものとなるよう、給食の提供に当たっては、食物アレルギー原因食物の完全除去を原則とすることや、そば、落花生など重篤度の高い食品を給食で使用しないこととするなど、安全性を最優先とした取組を打ち出しました。

また、調理実習や、園・校で栽培した食物を調理し喫食する場合など、幼稚園を含む、学校給食以外の教育活動等における食物アレルギー対応についても、幼稚園・学校の実情を踏まえた留意事項を記載しています。

さらに、今回の改定で学校での食物アレルギー対応は、保護者との連携が不可欠であることから、保護者に提出してもらう書類や保護者との面談に使用する書類などの書式を全面的に見直しました。

各幼稚園、小中学校においては、本マニュアルに基づき、これまで以上に安全・安心な学校給食の提供をはじめとした、確実な食物アレルギー対応を行ってまいります。教育委員会は、食物アレルギー事故の未然防止に向けて各幼稚園・小中学校を支援してまいります。

本マニュアルの改定に当たっては、アレルギー専門医にご意見をいただいたほか、学校長、幼稚園長、養護教諭、学校栄養職員等の代表者で構成する「食物アレルギー対応マニュアル検討会」で検討を重ねてまいりました。ご協力いただいた皆さんに、改めて御礼申し上げます。

令和2（2020）年6月

港区教育委員会事務局学校教育部学務課

【目 次】

I 学校生活における食物アレルギー対応	3
1. 食物アレルギーとは	3
2. 食物アレルギー対応の基本的な考え方	3
3. 食物アレルギー対応委員会	3
(1)委員構成(例)	
(2)委員会及び各委員の役割(例)	
4. 対応申請の確認から対応開始までのフロー	6
(1)小学校 新入学生・転入生	
(2)小学校 在校生(2~5年生)	
(3)中学校 新入学生・転入生、在校生	
(4)在校生(新規発症や対応内容を追加する場合)	
(5)解除(在校生で除去していたものを解除する場合)年度途中・年度当初	
<役割分担表(例)>	
5. 食物アレルギー対応の実施基準	12
6. 学校給食における対応食について	12
(1)除去食について	
(2)弁当対応について	
(3)短期就学児童・生徒について	
(4)食物アレルギー対応に係る給食費の取扱いについて	
(5)学校給食献立作成から給食の提供まで	
(6)学校給食での食物アレルギーのある児童・生徒への配慮	
(7)学校給食での食物アレルギー以外の対応について	
II 学校給食以外の学校生活における食物アレルギー対応	17
1. 食物・食材を扱う活動の例	17
2. 体育や部活動	18
3. 校外学習等の宿泊を伴う行事	18
III 緊急時の対応	19
IV. 食物アレルギー対応研修について	28
通知・様式・参考資料	32

学校生活における食物アレルギー対応

1. 食物アレルギーとは

食べたり、触ったり、吸い込んだりした食物に対して、体を守るはずの免疫のシステムが、過剰に反応して起こる有害な症状をいいます。症状は「かゆみ等皮膚の症状」「まぶたの腫れなど目の症状」「イガイガ感等の口・のどの症状」「くしゃみ、鼻水、鼻づまり」「のどの締め付け感等呼吸器の症状」「嘔吐、腹痛などの消化器の症状」「血圧低下等の循環器の症状」「ぐったりする等神経の症状」があります。

※一つの臓器にとどまらず、複数の臓器に重い症状が現れる場合をアナフィラキシーと呼びます。

※アナフィラキシーに血圧低下や意識障害などのショック状態を伴う場合をアナフィラキシーショックと呼びます。生命を脅かす可能性がある、非常に危険な状態です。

2. 食物アレルギー対応の基本的な考え方

区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応については、日本学校保健会が策定した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下ガイドラインという）や、平成27年3月に文部科学省が策定した「学校給食における食物アレルギー対応指針」（以下「対応指針」という）に基づき、幼稚園・小中学校、教育委員会が連携して取り組むとともに、保護者と協力して事故の未然防止等に努めるものとします。

【港区の学校生活における食物アレルギー対応の基本的な考え方】

- 食物アレルギーを有する児童・生徒にも給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 校内の食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 学校給食は安全確保のため原因食物の完全除去を原則とする。

3. 食物アレルギー対応委員会

各学校において、児童・生徒の食物アレルギーに関する情報の集約及び対応を決定するほか、緊急時の対応方法・手順等の危機管理体制を構築するため、校長を責任者とする食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。

(1) 委員構成（例）

◎委員長：校長（対応の総括責任者）

○副委員：副校長

○委 員：教務主任、主幹教諭、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養指導員（以下、学校栄養職員等と表記）保健主任、給食主任、調理員 など

※必要に応じて学校医等も含めます。

(2) 委員会及び各委員の役割（例）

①保護者との面談による正確な実態把握

保護者から提出された学校生活管理指導表等の記載事項の確認、対応の説明 など

②対応の決定・周知

個々の児童・生徒への対応内容と取組の詳細の決定、決定した対応内容の校内共有

③食物アレルギー対応研修の実施

基本方針の徹底やヒヤリハット事例を踏まえた注意喚起、緊急時対応の確認 など

④給食運営に関する検証・改善、次年度の計画策定

⑤次年度に向けた児童・生徒のアレルギー調査、学校生活管理指導表の提出依頼

■各委員の役割の例（参考：「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省））

委員	役割の例
校長等	<ul style="list-style-type: none">・校内の食物アレルギー対応の最高責任者であり、教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。・食物アレルギー対応委員会を設置する。・個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。・関係教職員と協議し、対応を決定する。
教職員	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。・緊急措置方法等について共通理解を図る。・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童・生徒のアレルギー内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。・給食時間は、決められた確認作業（指さし声だし）を確実に行い、誤食を予防する。また、楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。・食物アレルギーを有する児童・生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を確認し、実態把握に努める。・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継を行う。・他の児童・生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒にを行う。 ・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ・主治医、学校医、医療機関との連携を図り応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
学校栄養職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態把握や個別の取組プラン等を立案する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒にを行う。 ・安全な給食提供環境を構築する。 ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業を管理する。
保健主任	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応委員会を開催する。 ・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全職員間で連携する。
給食主任	<ul style="list-style-type: none"> ・学校栄養職員等を補佐する。 ・各学級での給食時間の指導の共通化を図る。
調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。 ・学校栄養職員等の調理指示のもとに、安全かつ確実に作業する。

4. 対応申請の確認から対応開始までのフロー

(1) 小学校 新入生・転入生

① 学校で配慮・管理の必要な児童の把握【全員提出】

配布書類 通知1
様式1

- ・食物アレルギー対応に関する調査の実施（全新入生・全転入生）
食物アレルギーを有し、学校での対応を希望する場合のみでなく全員調査票を必ず提出するよう指示。
※就学時健康診断で配布し、当日回収する。（様式1）入学する学校が確定したら学校間で情報提供を行う。

② 対応を「希望する」とした児童へ書類を配布し、医療機関を受診

配布書類 通知2・3
様式3・5・6

- ・入学先が確定後、入学前に行う個別面談の際に必要になることを説明する。
- ・食物アレルギーがあるが対応を「希望しない」と申し出のあった場合は、様式4「食物アレルギー対応不要確認書」を渡し、保護者に記入してもらい校内で確認をする。

③ 主治医による「学校生活管理指導表」の記載

提出書類 様式3・5・6
使用書類 様式9・10

④ 保護者との個別面談(対象:学校生活での食物アレルギー対応希望者)

- ・様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもとに食物アレルギー対応委員会の委員（管理職・養護教諭・学校栄養職員等・学級担任）が出席して、様式9「食物アレルギー面談内容記入シート」を使用し保護者から聞き取りを行う。
※食器・献立表の見本を提示
- ・様式6「食物アレルギー個別対応表」を作成し、保護者に面談の内容を確認及び捺印をもらい、複写を保護者に渡す。

⑤ 食物アレルギー対応委員会 対応実施の決定・校内での取組の検討・具体的な準備

- ・提出された様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び面談の記録をもとに、校長・副校長、学級担任、養護教諭、学校栄養職員等が中心となり、校内における取組プランを作成する。
- ・「食物アレルギー対応委員会」を設置し、組織として対応する。
- ・児童ごとに決定した対応内容を教職員全員が理解し、情報を共有する。
- ・給食での対応が必要な新入生に関しては給食開始前までに共有を済ませる。

※必要書類の提出・面談により対応内容を決定するまで給食は実施せず、弁当対応とする。

配布資料 様式8
使用書類 様式10

⑥ 対応の開始

- ・毎月、様式8「食物アレルギー対応献立表」を保護者に提示し、保護者の確認をとる。
- ・食物アレルギーに対応した給食の実施

※給食実施後の対応・相談などは、様式10「食物アレルギー職員間連絡票」を使用し、記録を保管しておく。保護者とは必要に応じて面談を行い、連携を密にして対応を充実させる。

- ・学校生活での対応は必要に応じて保護者と連絡をし、確認をとる。

配布資料 様式5・7

⑦ 評価・見直し・個別指導

- ・医師からの指示内容に変更が生じた場合、保護者からの連絡を受けて様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の加除訂正や様式7「食物アレルギー対応解除依頼書」により解除申請

の提出を依頼する。

(2) 小学校 在校生(2~5年生)

① 学校で配慮・管理の必要な児童の把握【全員提出】

配布書類 通知1
様式2

※時期や手順は学校の実情に応じて実施 12~1月頃

- ・食物アレルギー対応に関する調査の実施

食物アレルギーを有し、学校での対応を希望する場合のみでなく全員調査票を必ず提出するよう指示。

配布書類 通知2・3
様式3・5・6

② 対応を「希望する」とした児童へ書類を配布し、医療機関を受診

- ・様式2の提出があり、食物アレルギーについて学校での対応を「希望する」と申し出のあった場合は、様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等を渡し、医療機関で記載してもらう（毎年）。
- ・食物アレルギーがあるが対応を「希望しない」と申し出のあった場合は、様式4「食物アレルギー対応不要確認書」を渡し、保護者に記入してもらい校内で確認をする。

③ 主治医による「学校生活管理指導表」の記載

提出書類 様式3・5・6
使用書類 様式9・10

④ 保護者との個別面談(対象:学校生活での食物アレルギー対応希望者)

- ・様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもとに食物アレルギー対応委員会の委員（管理職・学校栄養職員等・学級担任）が出席して様式9「食物アレルギー面談内容記入シート」を使用し保護者から聞き取りを行う。

※食器・献立表の見本を提示

- ・様式6「食物アレルギー個別対応表」を作成し、保護者に面談の内容を確認及び捺印をもらい、複写を保護者に渡す。

⑤ 食物アレルギー対応委員会 対応実施の決定・校内での取組の検討・具体的な準備

- ・提出された様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び面談の記録をもとに、校長・副校長、学級担任、養護教諭、学校栄養職員等が中心となり、校内における取組プランを作成する。
- ・「食物アレルギー対応委員会」を設置し、組織として対応する。
- ・児童ごとに決定した対応内容を教職員全員が理解し、情報を共有する。
- ・給食での対応が必要な児童に関しては給食開始前までに共有を済ませる。

※必要書類の提出・面談により対応内容を決定するまで給食は実施せず、弁当対応とする。

⑥ 対応の開始

配布資料 様式8 使用書類 様式10

- ・毎月、様式8「食物アレルギー対応献立表」を保護者に提示し、保護者の確認をとる。
- ・食物アレルギーに対応した給食の実施

※給食実施後の対応・相談などは、様式10「食物アレルギー職員間連絡票」を使用し、記録を保管しておく。保護者とは必要に応じて面談を行い、連携を密にして対応を充実させる。

- ・学校生活での対応は必要に応じて保護者と連絡をし、確認をとる。

⑦ 評価・見直し・個別指導

配布資料 様式5・7

- ・医師からの指示内容に変更が生じた場合、保護者からの連絡を受けて様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の加除訂正や様式7「食物アレルギー対応解除依頼書」により解除申請

の提出を依頼する。

(3) 中学校 新入生・転入生、在校生

① 学校で配慮・管理の必要な生徒の把握 【全校生徒に配布・提出】

配布書類 通知1
様式2

- 食物アレルギー対応に関する調査の実施

(新入生：入学説明会 在校生：1月頃 転入生：転入時)

様式2の提出があり、食物アレルギーについて学校での対応を「希望する」と申し出のあった場合は、様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等を渡し、医療機関で記載してもらう。

食物アレルギーがあるが対応を「希望しない」と申し出のあった場合は、様式4「食物アレルギー対応不要確認書」を渡し、保護者に記入してもらい校内で確認をする。

配布書類 通知2・3
様式3・5・6

② 対応を「希望する」とした生徒へ書類を配布し、医療機関を受診

提出書類 様式3・5・6
使用書類 様式9・10

③ 主治医による「学校生活管理指導表」の記載

④ 保護者との個別面談

- 様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもとに食物アレルギー対応委員会の委員（管理職・養護教諭・学校栄養職員等・学級担任・学年主任等）が出席して様式9「食物アレルギー面談内容記入シート」を使用し、保護者から聞き取りを行う。

※食器・献立表の見本を提示

- 様式6「食物アレルギー個別対応表」を作成し、保護者に面談の内容を確認及び捺印をもらい、複写を保護者に渡す。

⑤ 食物アレルギー対応委員会 対応実施の決定・校内での取組の検討・具体的な準備

- 提出された様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、面談の記録をもとに、校長・副校长、学級担任、養護教諭、学校栄養職員等が中心となり、校内における取組プランを作成する。
- 「食物アレルギー対応委員会」を設置し、組織として対応する。
- 生徒ごとに決定した対応内容を教職員全員が理解し、情報を共有する。
- 給食での対応が必要な新入生については給食開始前までに共有を済ませる。

※必要書類の提出・面談により対応内容を決定するまで給食は実施せず、弁当対応とする。

配布資料 様式8
使用書類 様式10

⑥ 対応の開始

- 毎月、様式8「食物アレルギー対応献立表」を保護者に提示し、保護者の確認をとる。
- 食物アレルギーに対応した給食の実施

※給食実施後の対応・相談などは、様式10「食物アレルギー職員間連絡票」を使用し、記録を保管しておく。保護者とは必要に応じて面談を行い、連携を密にして対応を充実させる。

- 学校生活での対応は必要に応じて保護者と連絡をし、確認をとる。

⑦ 評価・見直し・個別指導

配布資料 様式5・7

- 医師からの指示内容に変更が生じた場合、保護者からの連絡を受けて様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の加除訂正や様式7「食物アレルギー対応解除依頼書」により解除申請

の提出を依頼する。

(4) 在校生（新規発症や対応内容を追加する場合）

① 保護者による申し出

※必要書類の提出・面談により対応内容を決定するまで給食は実施せず、原則、弁当対応だが、内容に応じて保護者と学校で対応する。

② 保護者による申し出があった児童・生徒へ書類を配布し、医療機関を受診

配布書類 通知2・3
様式3・5・6

③ 主治医による「学校生活管理指導表」の記載

- ・医療機関を受診し、医師に様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を渡し、医療機関で記載してもらう。

提出書類 様式3・5・6
使用書類 様式9・10

④ 保護者との個別面談

- ・様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもとに食物アレルギー対応委員会の委員（管理職・養護教諭・学校栄養職員等・学級担任・学年主任等）が出席して様式9「食物アレルギー面談内容記入シート」を使用し、保護者から聞き取りを行う。
※食器・献立表の見本を提示
- ・様式6「食物アレルギー個別対応表」を作成し、保護者に面談の内容を確認及び捺印をもらい、複写を保護者に渡す。

⑤ 食物アレルギー対応委員会 対応実施の決定・校内での取組の検討・具体的な準備

- ・提出された様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び面談の記録をもとに、校長・副校長、学級担任、養護教諭、学校栄養職員等が中心となり、校内における取組プランを作成する。
- ・「食物アレルギー対応委員会」を設置し、組織として対応する。
- ・児童・生徒ごとに決定した対応内容を教職員全員が理解し、情報を共有する。

⑥ 対応の開始

- ・毎月、様式8「食物アレルギー対応献立表」を事前に保護者に提示し、保護者の確認をとる。
- ・食物アレルギーに対応した給食の実施
※給食実施後の対応・相談などは、様式10「食物アレルギー職員間連絡票」を使用し、記録を保管しておく。保護者とは必要に応じて面談を行い、連携を密にして対応を充実させる。
- ・学校生活での対応は必要に応じて保護者と連絡をし、確認をとる。

⑦ 評価・見直し・個別指導

配布資料 様式5・7

- ・医師からの指示内容に変更が生じた場合、保護者からの連絡を受けて様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の加除訂正や様式7「食物アレルギー対応解除依頼書」により解除申請の提出を依頼する。

(5) 解除（在校生で除去していたものを解除する場合）年度途中・年度当初

① 保護者から解除の申し出

配布書類 様式7

- ・医師の指示に基づく解除であるか確認する。
- ・様式5「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出は不要。
- ・家庭で複数回（目安：学校給食で提供する量と同じ量）食べても症状が誘発されなかったことを確認の上、様式7「食物アレルギー対応解除依頼書」を保護者に渡し記入してもらう。

提出書類 様式7

② 保護者との個別面談

使用書類 様式10

- ・提出された様式7「食物アレルギー対応解除依頼書」をもとに対応委員会メンバーが保護者から家庭での解除の状態を聞き取り確認する。
- ・様式10「食物アレルギー職員間連絡票」に記入を行う。

③ 対応の決定

- ・様式7「食物アレルギー対応解除申請書」、様式10「食物アレルギー職員間連絡票」をもとに、対応委員会で検討し、新たな対応内容を決定する。

④ 対応の解除

学校生活における食物アレルギー対応役割分担（例）

※役割分担は学校により異なる

◎：主に役割を担っている/チームのメンバーである ●：役割がある/参加が必要 ▲：体制によっては関与する

	児童	保護者	主治医	教育委員会	校長	副校長	学級担任(教科担任)	養護教諭	学校栄養職員等	保健主任	給食主任	調理員	学校医
◆対応申請の確認 ：保護者に学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出を依頼													
1 保護者への通知				▲	▲	▲	◎	◎	▲	▲	▲		
2 管理指導表・調査票の配付							◎	◎	▲				
3 管理指導表・調査票の提出		●	●				◎	◎	◎				
◆個別面談 ：書類が提出された対象児童・生徒について、保護者との個別面談を実施													
4 日程調整(保護者に確認)		●			●	●	◎	◎	●				
5 個別面談		●			◎	●	◎	◎	◎				
◆面談調査等の作成～対応実施の決定 ：面談結果を受け面談調査等を作成し、対応の実施を決定													
6 面談調査書、取組プラン(案)の作成、対応実施の決定					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		▲
◆対応委員会の設置・開催 ：「食物アレルギー対応委員会」を設置・開催し、対応方法を検討・決定 [主治医や学校医と連携]													
7 対応委員会の設置・開催			▲	▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●		▲
8 校内での体制構築					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●	▲
◆最終調整・情報共有 ：「取組プラン」決定、全教職員への周知、保護者への対応内容の通知 など													
9 「取組プラン」決定					◎	◎	◎	◎	◎	●	●	▲	
10 情報共有		●			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●
◆対応開始(11～17は学校給食対応)													
11 献立表の作成・確認					●	●	●	▲	◎	●	●	●	
12 献立表の配付、保護者確認		●					◎	▲	◎				
13 調理・盛り付け・確認									◎				◎
14 受渡し・配膳	●				◎	●	◎		◎				◎
15 喫食前の確認	●						◎		●				▲
16 検食					◎								
17 給食・配膳指導	●						◎		▲		▲	▲	
18 調理実習対応・校外学習	●						◎		▲				
◆評価・見直し・個別指導													
18 評価・見直し・個別指導			▲	▲	◎	◎	◎	◎	◎	●	●	▲	

[参考]

- ・学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン(平成20年3月 公益財団法人日本学校保健会)
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月 文部科学省)

5. 食物アレルギー対応の実施基準

食物アレルギー対応は、次の4つの項目をすべて満たす児童・生徒について実施します。

- 医師の診察、検査により「食物アレルギー」と診断され、学校生活管理指導表の提出がされている。
- 原因食物が明確であり、医師から除去食の指示が出ている。
- 家庭での食事についても除去等の配慮を行っている。
- 原則として年1回以上、医療機関を受診している。

6. 学校給食における対応食について

(1) 除去食について

○「学校生活管理指導表」に基づく必要最小限の除去とします。

※過剰な除去を避ける。「念のため」「心配だから」という理由で、除去は行いません。

【例】鮭アレルギー：鮭以外の魚種は除去しません。

○代替食の提供は行いません。

○原因食物の完全除去とします。

※「完全除去」とは、アレルギーの原因となる食物を完全に除去し、提供しないことです。

【例】鶏卵アレルギーの場合：揚げ物の衣や、ハンバーグのつなぎに使用する鶏卵のほか、マヨネーズや、練り製品などの卵加工品も除去します。

○学校の規模や対象人数、調理場や調理員の状況等を考慮し、無理な対応は行いません。

※ひとつの料理で、複数の原因食材があり調理作業が煩雑になる場合は、安全性を高めるため、調理を単純化し、複数原因食材をすべて除去します。

○除去した食品が主食（パン等）の場合などは保護者に一部代替食持参の対応を求めます。

【一部代替食持参の場合の留意点】

○家庭から持参した代替食は原則、本人保管となることを保護者に伝えます。

(2) 弁当対応について

【弁当対応を考慮すべき児童・生徒】

右表の食品については、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくいため、基本的に除去の必要はありません。

右表の食品について対応が必要な児童・生徒は、当該原因食物に対するアレル

原因食物	除去する必要がない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

[出展]

学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月 文部科学省)

ギーが重篤であることを意味するため、弁当対応を考慮します。

また、以下の場合は重篤なアレルギーであり、給食での対応が困難であるため、保護者に除去の必要性について医師に確認してもらい、弁当対応を考慮します。

- 調味料、だし、添加物の除去が必要な場合（P.12 の表に無い食品にアレルギーがある場合は完全除去）
- 揚げ油の共用や再利用ができない場合

【コンタミネーションについて】

- 加工食品の原材料の欄外表示である「同一製造ラインを含む製品を製造している旨」等の加工食品の摂取を禁止している場合（学校給食の調理場における場合と同様のため）
- 食器や調理器具の共用ができない場合
- コンタミネーション（微量混入）により発症の可能性がある場合

※コンタミネーション：例えば、パンや麺、うどんの製造工場で、原因となるアレルゲンが微量に混入すること。給食室で小麦粉やごまを使用する際も、コンタミネーションの可能性がある。

【弁当持参の場合の留意点】

- 一部代替え食対応と同様に、家庭から持参した弁当は原則、本人保管となることを保護者に伝えます。

（3）短期就学児童・生徒について

短期就学の児童・生徒で、食物アレルギーや宗教上の理由により食べられないものがある場合、給食の提供は行わず、就学期間中の全日程において弁当を持参してもらうこととします。

- 短期就学とは

港区在住のインターナショナルスクールに在籍する児童・生徒や、生活の拠点が外国にあり、日本に一時的に帰国している就学学齢の児童・生徒について、一定の条件のもと、一時的に港区立小・中学校への就学を認めるものです。

（4）食物アレルギー対応に係る給食費の取扱いについて

毎日、弁当を持参する場合	給食費を徴収しない
月のうち、数日のみ弁当を持参する場合	原則、弁当対応とした日数分の給食費は返金しない
「乳アレルギー」のため飲用牛乳を除去する場合	牛乳代を返金する
除去食を提供する場合・代替食を持参する場合	除去分、代替食分の給食費は返金しない
「食物アレルギー」のため給食を喫食できない日が多く、5日以上連續して欠食するときで、「給食辞退届」を学校へ提出した場合	「1食単価×食数」で算出し返還する

(5) 学校給食献立作成から給食の提供まで

● 献立作成

- (1) 「学校生活管理指導表」に記載されている原因食物は、少量であっても除去対応とする。
(2) 重篤度が高い「そば」「落花生」のほか、新規発症の原因となりやすいアーモンド、カシューナッツ、くるみ、マカダミア、ペカン、ピスタチオ、生卵、キウイフルーツは使用しない。

※給食で使用しない上記食材についてアレルギーがあり、学校生活での対応を希望する場合は、学校生活管理指導表を提出してもらう。

- (3) そば、落花生以外の特定原材料5品目（卵、乳、小麦、えび、かに）を提供する場合は、使用していることが分かる料理・料理名又は献立表とする。隠れ原因食物を「見える化」することで、保護者や児童・生徒が容易に確認・判断できるようにする。

※ひとつの料理で、複数の原因食材があり調理作業が煩雑になる場合は、安全性を高めるため、調理を単純化し、複数原因食材をすべて除去する。

【例】中華丼：卵だけ除去の児童とエビだけ除去の児童がいる場合→両方の児童に卵とエビを除去した中華丼を提供

- (4) 対応が必要な児童・生徒数、調理場の施設・設備、調理員の人数等を考慮し、調理工程が過度に複雑になるなどの無理な献立は作成しない。
(5) 献立表の作成にあたっては、学校栄養職員等だけで作成することなく、誤表示や記入漏れがないよう、できる限り複数の関係者で確認する。
(6) 決定した献立は、詳細な献立表を基に、学校、保護者（及び児童・生徒）、調理員と共有する。

● 調理

(1) 実施献立・調理作業工程の確認

- 学校栄養職員等と調理員で、アレルギー対応作業を明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図に基づき実施する。除去する食品が混入しないよう、作業手順について綿密な打合せを行う。
○対象児童・生徒が遅刻または欠席の場合でも除去食を作る。

(2) 食材検収

- 使用する食材や調味料を複数の検収担当者で確認し、記録する。
○調味料や加工食品の原材料名、アレルゲン、コンタミネーションの有無等について確認し、除去対象食品が含まれている場合は、速やかに学校栄養職員等に連絡する。

(3) 調理作業

- 調理員は必ず調理指示書、作業工程表や作業動線図に基づき作業する。
○調理作業中はコンタミネーションが起こらないよう、区別化を意識して作業を行う。
○普通食と一緒に調理し、原因食材を入れる前に途中で取り分ける場合は、対応食担当者が原因食材の混入がないことを声に出して確認してから取り出す。

(4) 調理後の確認

- 対応食はアレルギー対応専用食器に盛り付け、対応食を含めた一食分を専用トレーに配膳する。
○調理後にアレルギー原因食物の混入や取り違えが起きないよう確認・管理を徹底する。
○調理指示書、対応内容を記載した献立表を基に、誤調理がないか複数の調理員等によるダブルチェックを行う。

○食札（学年、組、児童・生徒名、対応する特定原材料等を記載）を決められた箇所に貼付する。

● 運搬・受け渡し

- (1) 対応食の受け渡しの都度、渡す人（調理員）、渡される人（学級担任等）が食札と料理を照合し、ダブルチェックを行う。
(2) 対応が必要な児童・生徒について、対応がある日は、おかわりを禁止とする。
(3) 学級担任（補教に入る教員を含む）は、対応食を児童・生徒に直接渡す。
(4) 「いただきます」までラップを外さないよう指導する。



アレルギー対応食の例

(6) 学校給食時間における食物アレルギーのある児童・生徒への配慮

①給食当番の配慮

原因食物にふれた場合にアレルギー症状を発症する児童・生徒については、給食当番を交代するなど配慮します。保護者、児童・生徒本人にも、給食当番時の献立を確認の上、対応が必要な時は申し出るように伝えます。

②交流給食、セレクト給食における配慮

ア) 交流給食、セレクト給食の際は、通常の給食と同様に、担当者は食札、献立表などを確認し、対応が必要な児童・生徒に対応食を直接手渡します。

異学級・異学年の交流給食を行う場合は、学級担任の目が対象児童・生徒に届くよう配慮します。

セレクト給食は、作業工程が複雑になるため、アレルギー対応が必要な児童・生徒が多い場合は、極力控えることとします。実施する場合は、アレルゲンのある料理を選んでいないか学級担任や学校栄養職員等が確認し、アレルギー用食器に一食分配膳して誤食や誤配が無いよう、注意を払います。

イ) 幼稚園では小・中学校に準じた食物アレルギーの調査を行っています。幼稚園と小学校の交流給食の場合も、通常の学校給食と同様、あらかじめ園児の保護者に献立・食材を知らせ、食物アレルギーにより喫食できない園児は弁当対応とします。除去食対応は行いません。

※交流給食に向けて事前の打ち合わせを必ず行う。

- 食物アレルギーの幼児の有無を確認
- 当日献立の詳細案内
- 弁当持参者の有無の確認
- 配食方法

③学級等での指導

学級担任は、養護教諭や学校栄養職員等と連携し、食物アレルギーに関する知識や食物アレルギーを有する者への配慮等について、児童・生徒が基本的な理解を深めるよう指導します。

○食物アレルギーとは何かを理解できるよう指導します。

○食物アレルギーで食べられない食材があることはわがままではないことを理解できるよう指導します。

○他の児童生徒に対して、食物アレルギーのある児童・生徒を正しく理解できるように指導を行い、偏見やひやかし等が生じないように配慮します。

○命に関わる場合もあるので、みんなで気を付けていくこと等を指導します。

児童・生徒が誤食に気付いた時や食後の体調の変化を感じたときは、すぐに申し出るように

指導します。

(7) 学校給食での食物アレルギー以外の対応について

食物アレルギーの対応を最優先することが原則です。

①完全除去の原則により、飲用牛乳だけを除去することはしません。

②乳糖不耐症やその他疾病を理由とする除去は原則行わないこととします。

ただし、診断書等の提出があれば対応可能な場合もあります。

③Ig G抗体によるアレルギーについては対応しないこととします。

④その他、宗教や食文化・食習慣により喫食できない食物がある旨の申し出があった場合、保護者と協議のうえ、以下のとおり対応することとします。

○事前に原材料の情報を保護者に提供し、児童・生徒本人が該当の給食を食べない選択をすることができるよう配慮します。

○喫食できない食品については、原則除去食対応は行わないこととします。ただし、国際学級は、無理のない範囲で対応することも可能とします。

○喫食できない給食が多く、保護者から代替食の持参や給食を辞退したい旨の申し出があった場合は、弁当対応とします。

Ⅱ 学校給食以外の学校生活における食物アレルギー対応

食物アレルギーのある児童・生徒によっては、食べるだけでなく、触れたり吸い込んだりすることでアレルギー症状を起こすことがあるため、幼稚園・学校生活においては、学校給食以外にも注意が必要な場合があります。

学校生活管理指導表等の記載に基づき、食物アレルギー対応委員会等で様々な場合を想定し、対応を検討しておくことが必要です。

1. 食物・食材を扱う活動の例

- ①調理実習
- ②食材を使用する理科実験
- ③粘土や紙パックを使用する工作等（牛乳パックは使用しない）
- ④栽培した食物の収穫、調理、喫食
- ⑤豆まきや餅つきなどの季節行事、地域行事
- ⑥そば打ち体験などの活動
- ⑦クラブ活動等で食材を使用するもの
- ⑧非常食等の食品の配布
- ⑨スーパー見学や工場見学などの社会科見学・職業体験などの校外学習

※地域行事等で配布される食品について

地域で行われる防災訓練、PTA 主催の行事等、学校行事以外で配布される食品については、参加する児童・生徒及び保護者が自ら注意・対応するよう周知します。

※備蓄食品について

学校に備蓄する児童・生徒用の非常食は、アレルギー原因物質の特定原材料等 27 品目を使用していない製品を教育委員会で手配しています。

※幼稚園における注意点

食物アレルギーは3歳から6歳の間ではじめて発症する場合があるため（魚卵、小麦粉、種実等）、幼稚園では、初発リスクが高い原因食物を喫食する又は取り扱う行事がある場合、特に注意が必要です。

幼稚園でも小・中学校の食物アレルギーの調査管理に準じた対応を行います。

2. 体育や部活動

運動と原因食物の組み合わせにより、「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」が起こる場合があります。

症状が誘発される運動の強さには個人差があるため、保護者との面談時などに家庭での状況についてあらかじめ把握しておくとともに、対象児童・生徒が原因食物を食べたことが分かった場合は運動をしないよう指導するなど、学校での運動において安全管理に努めます。

※食物依存性運動誘発アナフィラキシー

- 多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（団体での遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。
- 原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で6000人に1人程度とれます。しかし発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。

3. 校外学習や宿泊を伴う行事

校外学習の行先や移動教室などの宿泊先、団食場所等での食事内容、体験学習の内容等について事前に情報を収集し、保護者と共有した上で、例えばエピペンを持参するなど、どこまでの対応をするか（可能か）を確認することが必要です。誤食を防ぐため、対象児童・生徒自身にも注意を促すとともに、行事に参加する教職員全員で情報を共有します。

校外学習等では、食物アレルギー児童・生徒に配慮しておやつ、お弁当の交換等は行わないよう指導致します。

また、宿泊先等で重篤な症状が出ることを想定して、緊急時の対応手順、救急搬送先などについて事前に検討、調査し、教職員全員で情報を共有することも重要です。

III 緊急時の対応

アレルギー事故が発生した場合等、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡体制を整備し、日頃から校内で各自の役割等を確認しておくことが重要です。

児童・生徒がアレルギーの原因食物を食べたり、ふれたりした場合（疑いを含む）、アレルギー症状（じんましん、腹痛、嘔吐、まぶたや顔面の腫れ、意識障害など）がある場合は、ただちに発生しているアレルギー症状を把握し、緊急性が高いと判断したときは、児童・生徒への対応と救急車の要請、保護者への連絡を速やかに行います。

※アドレナリン自己注射薬（エピペン）の取扱等について

エピペンを処方されている児童・生徒については、校内でのエピペンの保管場所は教職員が把握する。ただし、主治医の指示のもと、注射方法等については保護者と十分に協議すること。幼稚園・学校での活動中、アナフィラキシーショックが疑われる症状がひとつでもあった場合は、学級担任、養護教諭など教職員が速やかにエピペンを打つとともに、救急車を要請する。

【緊急対応ホットライン】

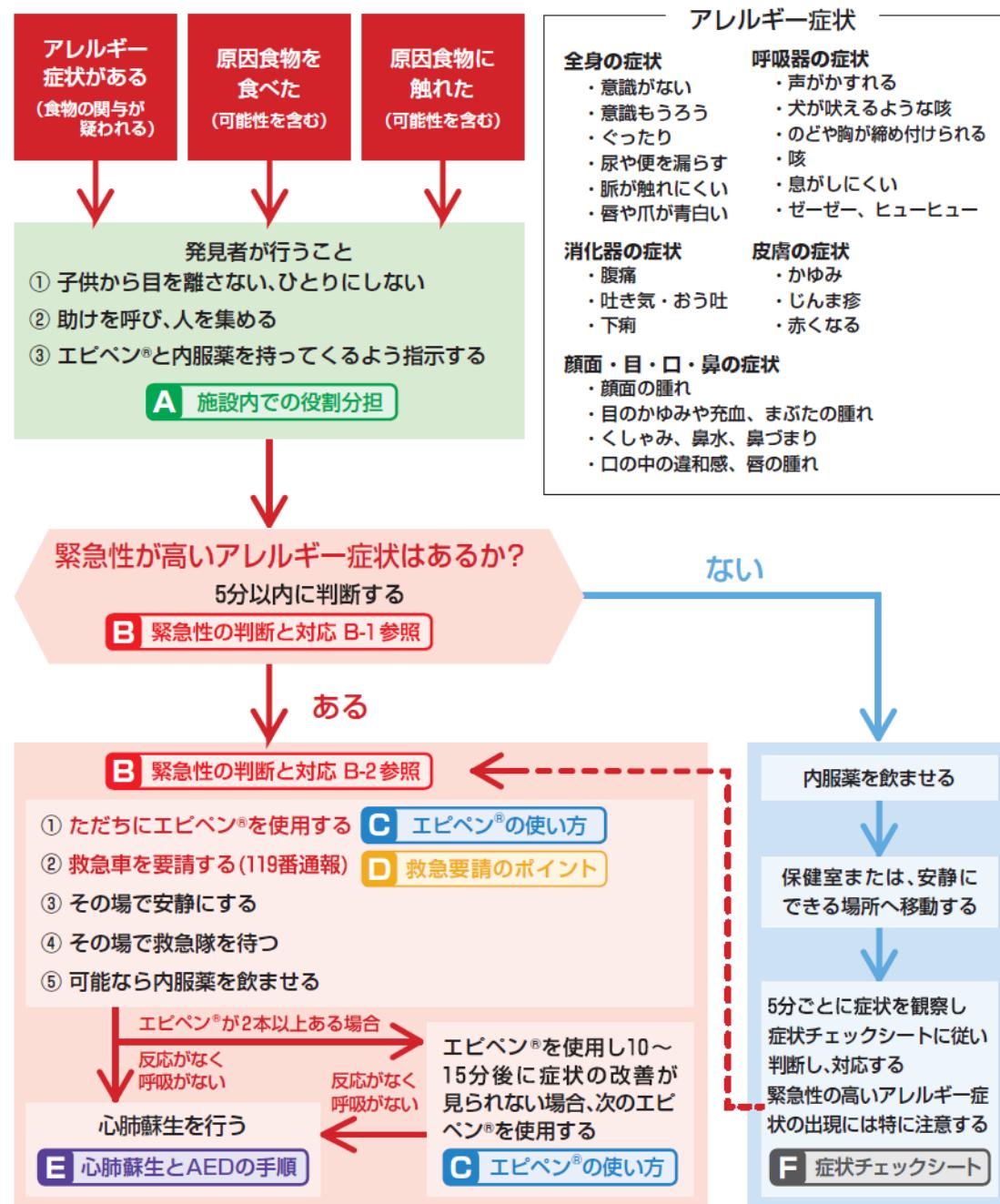
港区立小・中学校に通う児童・生徒のアレルギー症状に対応するため、東京慈恵会医科大学付属病院小児科が指定する専用電話回線により、緊急搬送の受け入れ及びアレルギー症状の判断等に係わる相談を行います。

【参考資料】

- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都健康安全研究センター発行）
- 学校給食における事故が発生した場合の報告の流れ（港区）
- 学校給食における事故報告について（港区）

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



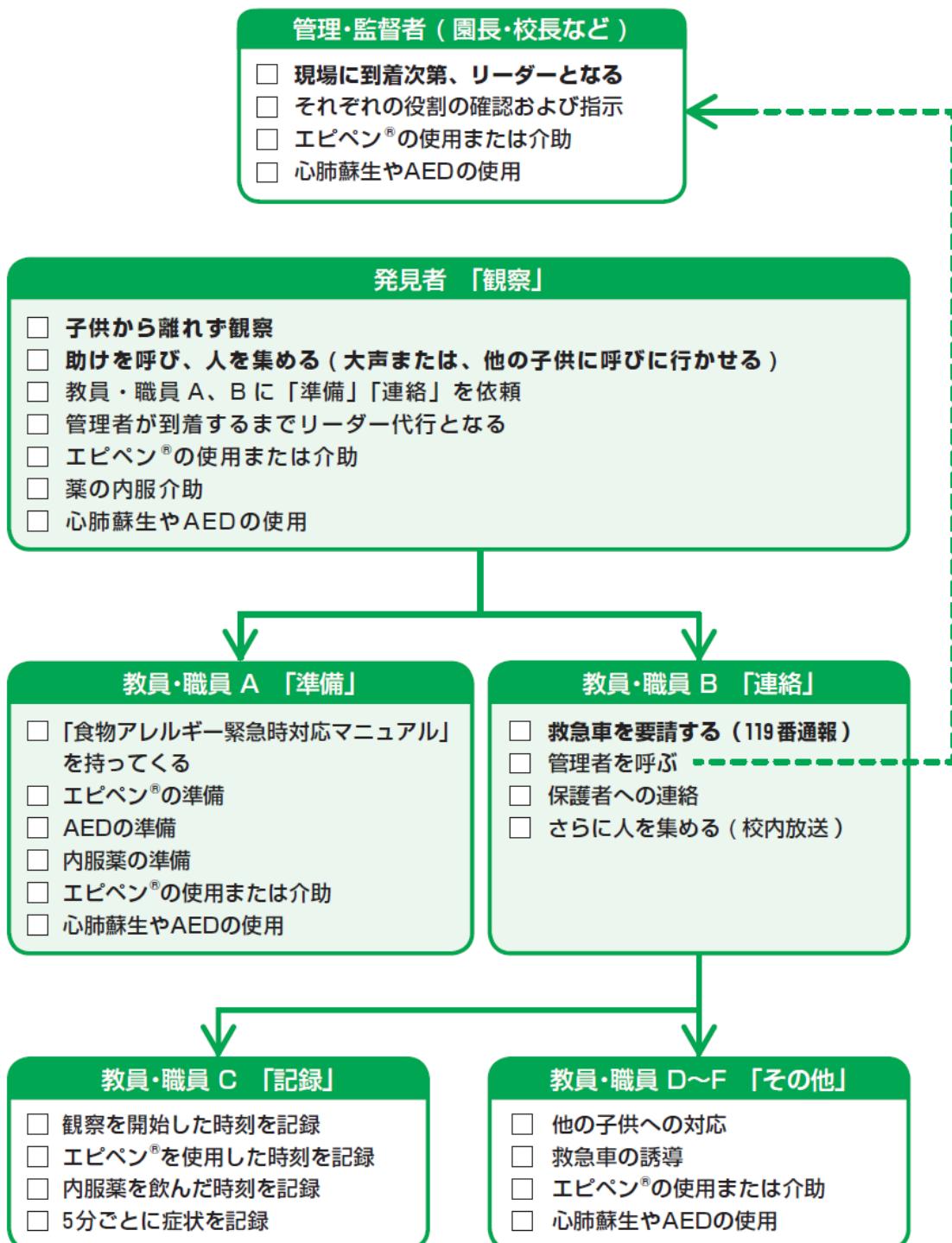
2018年 3月版



A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

- ◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
- ◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいため不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ① ただちにエピペン®を使用する!

→ C エピペン®の使い方

- ② 救急車を要請する(119番通報)

→ D 救急要請のポイント

- ③ その場で安静にする(下記の体位を参照)
立たせたり、歩かせたりしない！

- ④ その場で救急隊を待つ

- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → E 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

使用前 使用後

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかりと抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
真ん中 (Ⓐ) よりやや外側に注射する

仰向けの場合

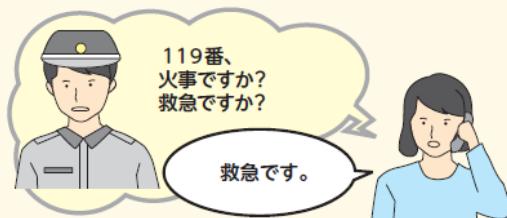


座位の場合

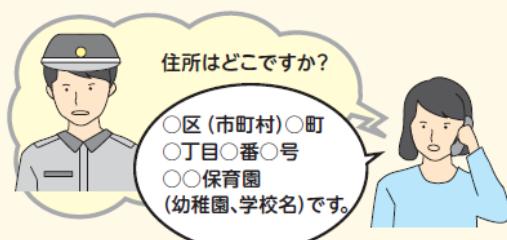


D 救急要請(119番通報)のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

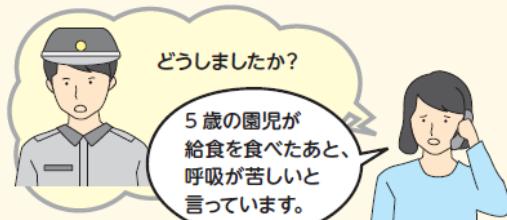


①救急であることを伝える

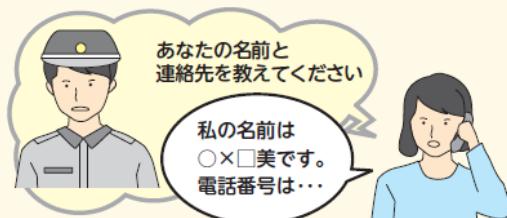


②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える
エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

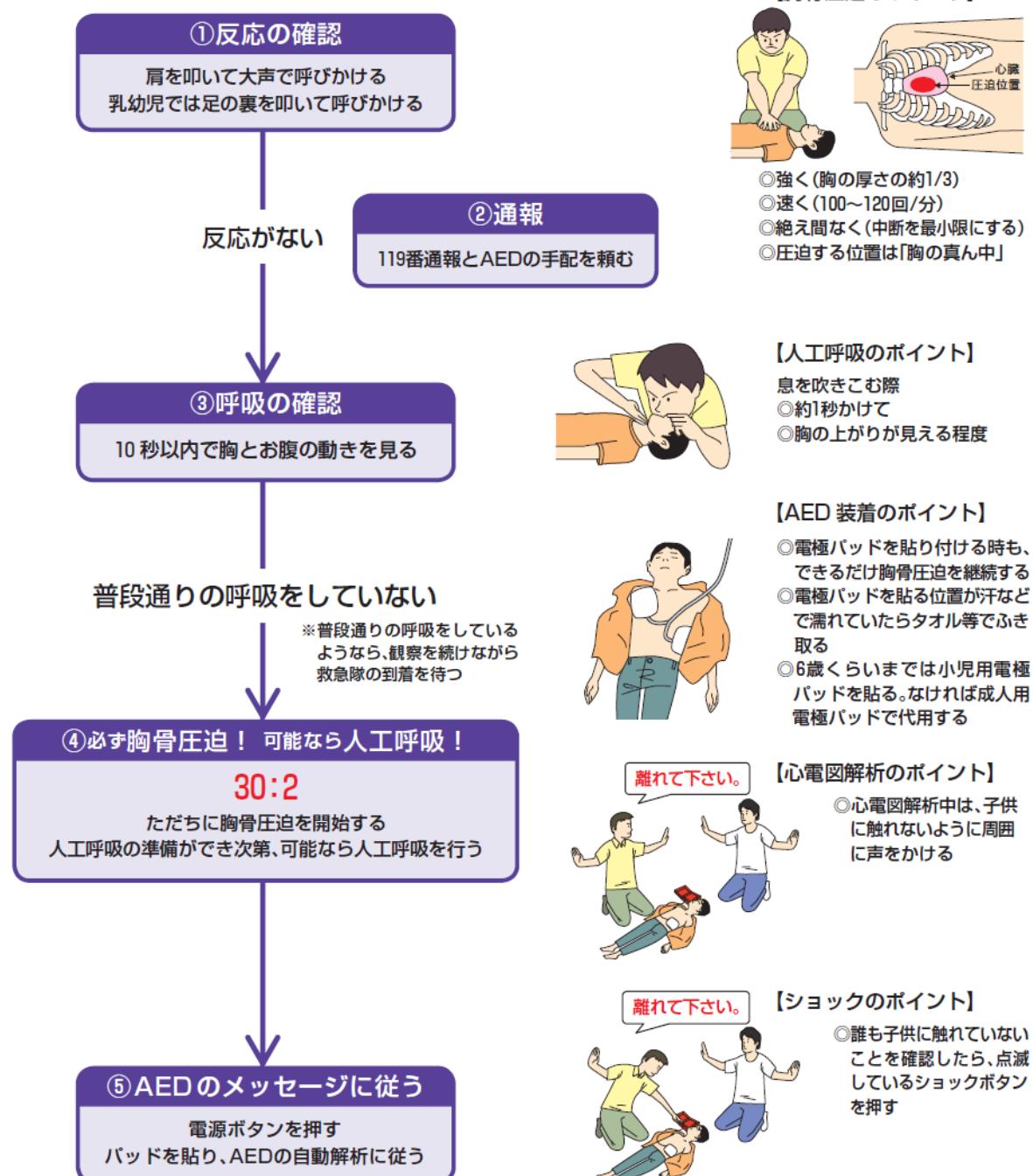
※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



F

症状チェックシート

- ◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆□の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいや不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかずれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回のおう吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、□の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン* を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエビペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エビペン® や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エビペン® 使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(平成30年 東京都福祉保健局発行)
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年 厚生労働省発行)
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成20年 財団法人日本学校保健会発行)

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは、東京アレルギー情報navi.
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/publications/print_allergy.html)よりダウンロードできます。



平成25年7月初版 登録番号(29) 38

平成30年3月改定版

【監修】 東京都アレルギー疾患対策検討委員会

【編集・協力】 東京都立小児総合医療センター アレルギー科

東京消防庁・東京都教育委員会

【発行】 東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課

電話 03(3363)3487

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、以下の範囲で
リサイクルできます。

IV 食物アレルギー対応研修について

全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識をもち、緊急時に適切な対応ができるよう、エピペン[®]の正しい扱い方を含めた実践的な研修を定期的に実施します。

【各種研修について】

東京都が実施する研修

- 『アレルギー疾患対応研修会』（5月～8月）

対象：養護教諭、エピペンを携帯している児童・生徒の担任教諭 等

内容：学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方、食物アレルギーと学校での対応

- 『アレルギー疾患対応研修会（管理職）』（9月～10月）

対象：都内の公立学校管理職

内容：食物アレルギーと学校における組織的な体制づくり、食物アレルギーと学校での対応

- 『学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会』（11月～12月）

対象：校(園)長、副校(園)長、教職員等（特に学校の管理職及び教育委員会の指導主事等）

内容：学校におけるアレルギー疾患対応 等

各学校での校内研修

- 教職員は入れ替わるので、年1回は必ず研修を行います。

次ページに、平成25年10月11日に開催された東京都教育庁によるアレルギー疾患対応研修にて示された対応例を紹介します。各校でアレルギー症状発症時の緊急時における教職員の役割分担とシミュレーションの実践にご活用ください。

※なお、この一シナリオデータは以下の教務用ファイルサーバー内に保存されています。

【OO教育委員会事務局→OO2学務課→O1閲覧→保健給食係→◎食物アレルギー対応◎】

「アレルギー疾患対応研修(平成25年10月11日)」配布資料【東京都教育庁地域教育支援部義務教育課】

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に沿ったシミュレーション用シナリオ

校内研修・訓練における参考としてください。
 アレルギー症状発症の状況により、エピペンを打つタイミングや救急車を呼ぶタイミングなどは異なりますので、状況に応じて判断、対応してください。
 「施設内での役割分担」をもとに校内で役割を決めて、実際にシミュレーションを行ってください。

<登場人物> ※マニュアルの役割分担に当てはめたものです。
 このとおりに役割を指定するものではありません。
 常に全教職員がいるとは限りませんので、緊急時には校内の誰でも対応できるようにしてください。

- ・管理者……………校長
- ・発見者「観察」……学級担任
- ・教職員A「準備」……養護教諭
- ・教職員B「連絡」……副校長
- ・教職員C「記録」……主幹教諭
- ・教職員D「その他」……学年主任
- ・児童……………牛乳アレルギーがある。
 給食で牛乳除去のシチューを食べた後、除去されていない友達のシチューを食べてしまった。

状況	登場人物	セリフ
<発見>給食後、教室で児童がお腹を押さえ、うずくまっている。		
	学級担任	「〇〇くん、どうしたの？」
	児童	「お腹が痛い。」
	学級担任	「いつから痛い？」
	児童	「給食を食べてから」
	学級担任	「〇〇くん、じんましんが出ているな…、△△さん達、保健室の先生と校長先生を呼んできて。」
<応援要請>学級担任は、他の児童に養護教諭や校長を呼ぶよう言う。 校長は、副校長に他の教職員に応援を頼むよう指示して、教室に来る。 副校長は、主幹教諭と学年主任を教室に連れてくる。		
<観察>担任は児童のそばを離れない様子を見る。		
	養護教諭	「〇〇くんの様子は？」
	学級担任	「給食を食べてからお腹が痛くなったそうで、じんましんも出ています。」
	養護教諭	「〇〇くんは確かに牛乳アレルギーがありますね。」
	学級担任	「今日は牛乳除去のシチューを食べていますが…他の子のシチューも食べていたような…」
	養護教諭	「まだ症状は軽いから、保健室に移動させましょう。」
	校長	「担架を持ってきますので、様子を見ていてください。」
		「学級担任は〇〇くんの様子を見ていてください。学年主任は他の子ども達を見ていてください。」
・養護教諭たちは、担架に子どもを乗せて、保健室に運び、移動する。その他の教職員も移動する。		
<観察>学級担任は、ベッドに寝かせる。主幹教諭は、時計を見て観察開始時間を確認する。		
<準備>養護教諭は、生活管理指導表や緊急時対応マニュアル、緊急時対応カードを用意する。 校長は、教室の児童のかばんからエピペンを持ってくるように指示する。		
	校長	「急な悪化もありうるから、養護教諭は、〇〇くんのエピペンを持ってきてください。 主幹教諭は、記録用紙に記録してください。」
<記録>主幹教諭は記録を始める。		
	校長	「副校長は保護者に連絡してください。」
<連絡>保護者に連絡する。		
	副校長	「もしもし、〇〇くんのお母さんですか？給食を食べて、お腹の痛みとじんましんが出ています。 場合によってはエピペンを使用するかもしれません。」
	保護者	「わかりました。すぐに学校に向かいます。早めにエピペンの使用をお願いします。 救急搬送の場合には、搬送先が分かれれば教えてください。」
	副校長	「搬送先の病院がわかり次第、携帯に御連絡します。」

【研修資料（参考）】

文部科学省による資料です。映像資料については、文科省のホームページ（学校給食における食物アレルギー対応について）からダウンロードしてください。

- 学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方 
- 食物アレルギーに関する基礎知識 
- 学校生活上の留意点（食物アレルギー・アナフィラキシー） 
- 緊急時の対応 
- 学校におけるアレルギー疾患対応資料映像資料（YouTube）
- 学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方（YouTube）
- 食物アレルギーに関する基礎知識（YouTube）
- 学校生活上の留意点（食物アレルギー・アナフィラキシー）（YouTube）
- 緊急時の対応（YouTube）

通知・様式・参考資料

- （通知1）【保護者宛】学校生活での食物アレルギー対応を希望する保護者の皆様へ
- （通知2）【保護者宛】学校生活管理指導表等の提出について（依頼）
- （通知3）【医師宛】食物アレルギーを有する児童・生徒の主治医の皆様へ
- （様式1）新1年生・転入生食物アレルギー調査票（小学校）
- （様式2）学校での食物アレルギー対応に関する調査票（小・中学校）
- （様式3）食物アレルギー対応依頼書
- （様式4）食物アレルギー対応不要確認書
- （様式5）学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- （様式6）食物アレルギー個別対応表
- （様式7）食物アレルギー対応解除依頼書
- （様式8）食物アレルギー対応献立表（兼保護者確認用）
- （様式9）食物アレルギ一面談内容記入シート
- （様式10）食物アレルギー職員間連絡票
- （様式11）アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン）の預かり依頼書
- （様式12）食物アレルギー事故対応報告書
- （様式13）給食辞退届
- （参考資料）食物アレルギー対応役割分担表（例）

参考文献

- 学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省）
- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（公益財団法人日本学校保健会）
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都健康安全研究センター）
- 保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー対応ガイドブック（東京都福祉保健局）

食物アレルギー対応マニュアル検討会

【検討会委員】

- 山本 隆司 港区教育委員会事務局学校教育部学務課長
- 黒田 泰正 港区立麻布小学校長
- 高松 政則 港区立赤坂中学校長
- 柿沼 敦子 港区立高輪幼稚園長
- 西村 里香 港区立高輪台小学校養護教諭
- 白井 結希 港区立青山小学校養護教諭（作業部会メンバー）
- 加藤 千絵 港区立赤坂中学校養護教諭
- 島崎 聰子 港区立白金小学校栄養教諭
- 加藤 貴絵 港区立高陵中学校栄養職員
- 守屋 友紀 港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課指導主事

【監修】

- 田知本 寛 東京慈恵会医科大学小児科学講座准教授 医学博士

【事務局】

- 佐川 好美 港区教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係長
- 松井 千穂 港区教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係

区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応マニュアル

平成 31 (2019) 年 1月 初版発行

令和 2 (2020) 年 3月 改定版発行

令和 2 (2020) 年 6月 改訂版発行

編集発行 港区教育委員会事務局学校教育部学務課

〒105-0011 東京都港区芝公園 1-5-25